

令和3年4月24日  
改正 令和5年6月 1日

## NPO法人大木町スポーツ協会助成金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、NPO法人大木町スポーツ協会（以下「スポ協」という。）が、加盟団体（以下「団体」という。）の団体運営及び団体が行う主催大会事業に対し助成金を交付することに関し必要な事項を定める。

### (助成対象事業)

第2条 スポ協は、団体が実施する事業等に対し、予算の範囲内で助成金（団体運営助成金、主催事業助成金）を交付する。

### (助成対象の事業計画)

第3条 助成金を希望する団体は、年度当初に当該年度の「事業計画書」をスポ協に提出しなければならない。

### (助成事業の内示)

第4条 スポ協は、「事業計画書」により予算の範囲内において「助成金」を団体に通知する。

### (助成金の交付申請)

第5条 団体は、内示額の範囲内で、「団体運営助成金交付申請書」（様式1号）をスポ協に提出しなければならない。また、必要に応じて、「主催事業助成金交付申請書」（様式2号）をスポ協に提出しなければならない。

### (助成金の決定・交付)

第6条 スポ協は、団体からの交付申請により交付決定を行い、助成金を交付する。

### (事業実施報告書の提出)

第7条 団体は、主催事業終了後1ヶ月以内に「主催事業実施報告書」（様式3号）をスポ協に提出しなければならない。

なお、団体運営助成事業については、予算・決算を記載した「総会資料」の提出をもって実施報告とする。

### (その他)

第8条 本要綱に規定のない場合は、関係者との協議により行う。

## スポーツ協会主催事業交付金留意事項

(H28.4現在)

1. **主催事業の定義** 当該団体内だけ対象とした事業は主催事業とみなさず、広く外部に参加を募り開催されたものを主催事業とする。
2. **主催事業の回数** スポ協が助成対象とする事業の回数は、専門スポーツ部が2回まで、少年スポーツ部は1回のみを主催事業の助成対象とする。
3. **主催事業助成金額** 対象とする主催事業の助成金額は、専門スポーツ部1事業につき2万円、少年スポーツ部1事業につき3万円とする。